

※国では、インフルエンザ予防接種の需要の増加が見込まれるため、高齢者(65歳以上)でインフルエンザ予防接種を希望する人は10月1日から接種を行い、高齢者以外の人は10月26日以降に接種するよう呼び掛けています。

インフルエンザ予防接種費用の一部を助成～対象は子どもと高齢者～

▷問い合わせ先＝健康推進課(☎⑩1581)

市は、インフルエンザの感染拡大防止のため、子どもと高齢者を対象に接種費用を助成します。

■子ども

▷対象＝生後満6カ月の乳児から中学生まで

▷接種回数＝13歳未満＝2回/13歳以上＝1回

▷接種料金・市助成額＝市が1回につき2,000円を助成します。料金は医療機関によって異なり、差額は個人負担となります。

※事後の償還払いは、令和3年2月末までに申請してください。

▷接種方法＝接種は予約制です。また、医療機関により接種可能な年齢が異なりますので、医療機関に事前に問い合わせください。

▷接種期間＝10月1日(木)～令和3年1月31日(日)

▷持参するもの＝母子健康手帳

■高齢者

▷対象＝次のどちらかに該当する人

- ・接種日に満65歳以上の人
- ・接種日に満60歳以上65歳未満の人で、心臓・腎臓・呼吸器に重度の障がいがある人(詳しくは問い合わせください)

▷接種回数＝1回

▷接種料金・市負担額＝市が1人につき2,000円を負担します。料金は医療機関によって異なり、差額は個人負担となります。

※事後の償還払いは行いません。

▷接種方法＝医療機関で接種してください。

▷接種期間＝10月1日(木)～12月31日(木)

▷持参するもの＝健康保険被保険者証

《市内の予防接種の実施医療機関》

医療機関名【電話番号】	子ども	高齢者
県立大船渡病院【☎⑩1111】	●	●
石倉クリニック【☎⑩2525】	●	●
いとう耳鼻咽喉科クリニック【☎⑩1333】	●	●
岩淵内科医院【☎⑩5355】	●	●
うのうらクリニック【☎⑩3636】	●	●
えんどう消化器科内科クリニック【☎⑩1555】	●	●
大津医院【☎⑩2673】	●	●
菊田外科・泌尿器科【☎⑩4075】	●	●
滝田医院【☎⑩3108】	●	●
山浦医院【☎⑩3121】	●	●
山崎内科医院【☎⑩4448】		●
ちば内科診療所【☎⑩8990】	●	●
越喜来診療所【☎⑩2103】	●	●

- ・●印の付いている医療機関で接種を受けることができます。また、表のほか陸前高田市、住田町の医療機関で接種を受けることもできます。
- ・表に記載していない医療機関での接種を希望する場合は、事前に健康推進課に問い合わせください。

第一中学校校舎等改築事業の実施について

▷問い合わせ先＝学校教育課(☎内線290)

7月15日に第6回第一中学校建設委員会を開催し、これまでの委員の意見を反映させた第一中学校改築事業の基本設計案について説明・協議を行い、承認されました。また、8月4日には市議会全員協議会において、同基本設計案に対し意見を伺いました。

新校舎は4階建てで、屋内運動場とともに、現在の第一中学校敷地内の北側に改築することとし、令和3～4年度に校舎および屋内運動場改築工事、令和5年度に既存校舎等解体撤去工事および校庭

整備を実施する計画です。

今後は実施設計業務を進めながら、本年度内に保護者や地域の人への説明を行う予定です。



【外観イメージ】

(11) 広報大船渡お知らせ版 令和2年9月23日号(No. 1183)

▷問い合わせ＝市役所☎0192⑩3111

令和2年度大船渡市まちなか・商店街 起業支援事業補助金の2次募集について

▷申請・問い合わせ先＝産業政策室(☎内線106)

市内で、空き店舗や空き地などを借りて新たに开店する新規起業家および第二起業家を対象に、内外装工事費など、必要な経費を補助します。

▷対象者＝次の全てに該当し、市税を完納していること。

・商業集積地や中心市街地内の空き店舗、空き家または空き地を新たに使用する新規起業家および第二起業家。

- ・申請者が直接、事業または営業に携わること。
- ・法律に基づく資格が必要な場合は、必要な許認可などを取得し、または補助対象期間中に取得する見込みがあること。

※対象エリアについては、市ホームページを確認ください。

▷補助対象経費

◎空き店舗または空き家を活用する場合…

設計費、内外装工事費、借家料、内外装の資材購入に係る原材料費、備品購入費、広告宣伝費

◎空き地を活用する場合…

土地借地料、備品購入費、広告宣伝費

▷補助額

◎商業集積地＝補助率は補助対象経費の4分の3以内(限度額75万円)

◎中心市街地＝補助率は補助対象経費の2分の1以内(限度額50万円)

▷申請受付期間など

・個別相談および申請受付期限＝10月30日(金)まで

・事業実施期間＝補助金の交付決定日から令和3年3月12日(金)まで

▷注意事項

・補助金の交付を希望する人は、事前に市主催の「起業・経営等無料相談」を受けてください。相談は予約が必要です。

・申請後に審査を行い、可否を決定します。

農業者の皆さんへ ～ゆとりある老後のために農業者年金に加入しましょう～

▷問い合わせ先＝農業委員会事務局(☎内線357)

▷加入要件＝次の全ての要件を満たす人

①国民年金第1号被保険者

②年間60日以上農業に従事する人

③60歳未満の人

※農地を持っていない農業者の配偶者・後継者などの家族従事者も加入できます。

■年金の特徴

①積立年金

確定拠出型なので、自分が積み立てた保険料と、その運用益によって年金額が決まります。加入者や受給者の人数に影響を受けず、安定しています。

②80歳までの保証付き終身年金

加入者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から、80歳までに受け取る年金の

相当額が遺族に支給されます。

③税制上の優遇措置

所得の申告の際、支払った保険料は、全額、社会保険料控除の対象となり、受け取った年金は、公的年金控除の対象となります。

④保険料は変更可

保険料は、月額2万円から6万7千円の間で自分で決めることができ、経済状況や老後の生活設計に応じていつでも変更ができます。

⑤国からの補助

認定農業者など、一定の要件を満たす農業の担い手となる人は、保険料の補助(2割～5割)を受けることができます。

